



土木系工事における快適トイレの実施要領

1 目的

本要領は、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

土木建築部が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。ただし、災害復旧工事については、対象外とする。

3 快適トイレの標準仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（１）と（２）に示す項目を全て満たす仮設トイレとする。（（３）は推奨する仕様であり、任意とする。）なお、男女別での各１基設置を標準とする。ただし、男女どちらかのみ従事する場合は１基のみの設置でよい。（１基を男女共用としてはいけない。）

（１）快適トイレに求める機能【必須項目】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必須項目】

- ⑦男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意項目】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する場合は、設置前までに、工事打合せ簿に次のア～ウを記載して監督職員に提出する。なお、添付書類（快適トイレの仕様を示すカタログや見積書等）を工事打合せ簿に添付して提出する必要はないが、監督職員が請求した場合は、受注者はこれを提示すること。
 - ア 「3 快適トイレの標準仕様」のうち、満足している仕様
 - イ 設置予定基数
 - ウ 設置予定期間
- (2) 発注者は、受注者から提出された工事打合せ簿の内容を確認し、快適トイレに関する取組として設計変更の対象とすることを回答する。なお、受注者からの提案内容が本要領を満足する場合は、原則として受注者の提案を認めること。

なお、再編関連特別地域整備事業または防衛施設周辺道路整備事業での、設計変更予定については、受注者からの協議に回答した時点で個別に事業主管課に連絡する。
- (3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に工事打合せ簿にて、リース料金と日数が確認できる資料（リース業者から受注者宛に提出された見積書の写し等）を監督職員へ提出する。発注者は、提出された資料をもとに、「5 快適トイレに係る費用の計上」により費用を算出し、計上する。
- (4) 受注者は、快適トイレを当該工事現場に設置した状況が分かる写真を工事完成図書（工事写真）として提出すること。

5 快適トイレの設置に係る費用の計上

- (1) 全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが市場に流通していないことが想定されるため、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で各1基（計2基／工事^{※2}まで）を計上できるものとする。

（102,000 円／2基・月が上限）
- (3) 費用は、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 2基／工事^{※2}より多く設置する場合や積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わないが、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができる。
- (6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。
- (7) 1ヶ月未満のリース料については、1ヶ月を28日として日割り計算した額により対象日額を計上することができる。
- (8) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品相当額）を除いた額

※2：「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

【具体的な設計計上方法例】

① 実際に導入した快適トイレ費用 80,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 70,000 円)

⇒積算で計上する費用：51,000 円／基・月

② 実際に導入した快適トイレ費用 35,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 25,000 円)

⇒積算で計上する費用：25,000 円／基・月

③ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 105,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 95,000 円)

⇒積算で計上する費用：95,000 円／基・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 210,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 200,000 円)

⇒積算で計上する費用：102,000 円／基・月

6 留意事項

- ・快適トイレの設置は、工事成績評定の加点対象としない。

(1) 快適トイレに求める機能【必須項目】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

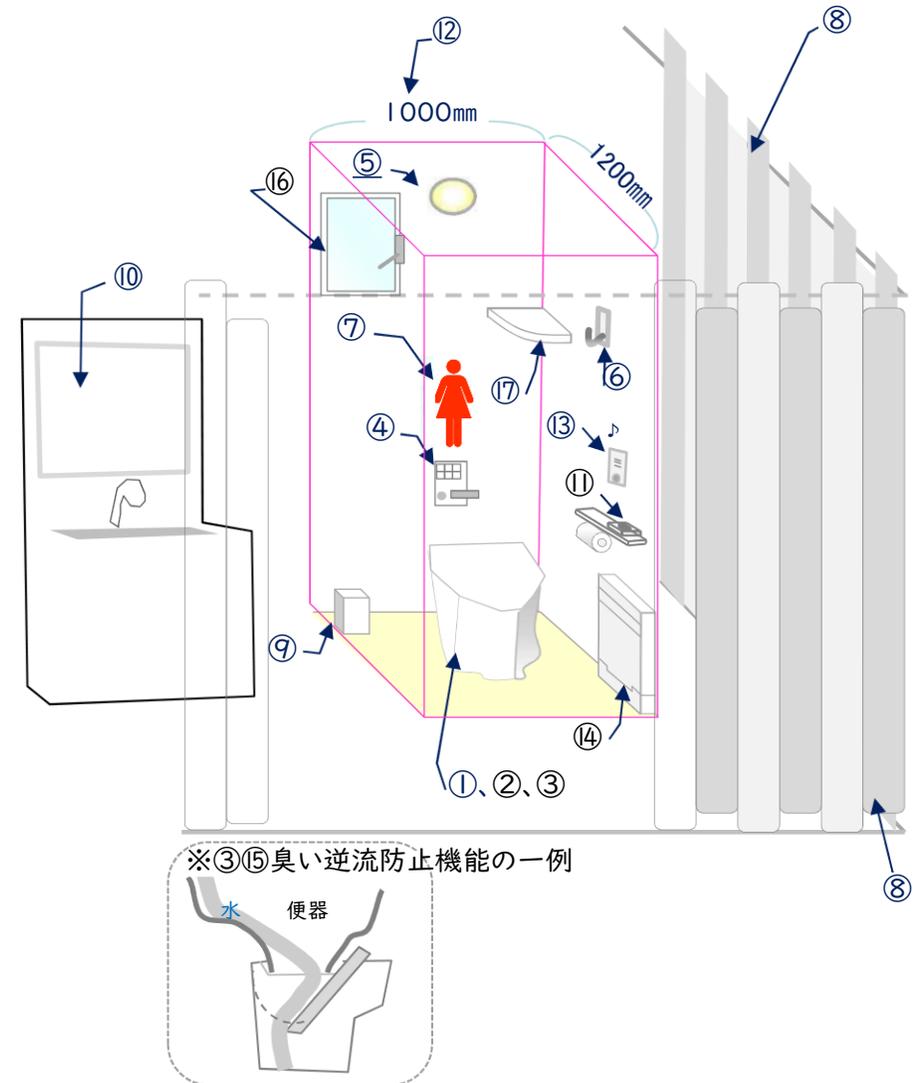
(2) 付属品として備えるもの【必須項目】

- ⑦男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意項目】

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

<イメージ図>



(1) 快適トイレに求める機能

① 洋式便器

快適トイレは洋式（洋風）とする。洋式便器のほか、例えば、予め製品として和式便器から洋式に変更するユニットが用意されており、ユニットを活用することで洋式便器として使用することが可能となるものなども対象とする。なお、既存の和式便器の上に簡易な洋式便座を被せて洋式とする方法は原則認めない。

② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

汚物を水で流す、もしくはし尿処理機能がついているなど衛生的にトイレを利用することができる機能を有することとする。

③ 臭い逆流防止機能

トイレの臭気を気にせず使用できるよう、臭い逆流防止機能を有していることとする。例えば、簡易水洗の場合はし尿タンクから臭気が逆流しないよう、フラッパー機能等を有していること。ただし、便器内に水（封水）が溜まっているなど臭気の逆流の懸念がない場合はフラッパー機能等を有しなくてもよい。し尿処理機能を有するトイレは臭い逆流防止機能に該当する。必要に応じて、し尿タンク用防臭剤を活用して臭気対策を行う。

④ 容易に開かない施錠機能

施錠していても容易に開いてしまうという不安感を持たれないよう、外側から容易に開かない施錠機能を有することとする。なお、緊急時には外から解錠出来る機能を有することとする。

⑤ 照明設備

トイレを使用する際に照明を利用できる機能を有していることとする。建設現場は電源が確保できない場所が多いため、電源が確保できなくても照明を利用できるようにしておくことが望ましい。ただし、電源が確保できる場合は電源を用いて照明を利用しても良い。

⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

安全帯などを掛けることができるフックまたは荷物の置ける棚を設置しておくこととする。安全帯などの重さも考慮し、5kg以上のものを掛けることができることとする。

(2) 付属品として備えるもの

以下の項目については、必ずしもトイレメーカー等に求める機能ではなく、施工業者が自ら購入し設置することで差支えない。

⑦ 男女別の明確な表示

男女別の明確な表示をドア等に示すこととする。

⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

トイレに入るのを見られることを好ましく思わない者も多いため、入口に目隠しを設置したり、入口が目立たないようにトイレを配置したりするなど工夫すること。その際、男女別にトイレを設置する場合は各々のトイレからお互いのトイレの入り口が見えないように工夫すること。また、ハウス型トイレなどトイレの個室の扉の外側に別途扉があり、トイレの個室の入口が周囲から見えない場合は、改めて目隠しを設置する等の工夫をしなくても良い。

⑨ サニタリーボックス

女性用トイレには必ずサニタリーボックスを設置することとする。

⑩ 鏡と手洗器

手の衛生を保つことや身だしなみを整えることも、快適な作業環境には必要であることから、鏡と手洗器を設置することとする。なお、必ずしもトイレと一体となっている必要はない。

⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

備え付け以外の別途用意したもので差支えない。ただし、衛生的に使用できるよう、便座除菌クリーナー等は衛生的な場所に設置することとする。

(3) 推奨する仕様、付属品

トイレ環境がより快適になるため、将来的には以下の項目も満足してほしいと考えている項目である。

⑫ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

現在普及している寸法では大柄な方は利用しづらいため、快適に利用できる広さのトイレが望まれる。

⑬ 擬音装置（機能を含む）

店舗等のトイレでは普及してきており、また仮設トイレの構造上音漏れがしやすいため、備えていると好ましい。

⑭ 着替え台

トイレ内で着替えをする必要性に迫られることもあり、また装備品を置く台としても活用できるため、着替え台があると便利である。ただし、そのためには着替えをできるだけの広さを有することも必要である。

⑮ 臭気対策機能の多重化

臭気を気にせずにトイレを利用できるようにするため、臭気対策機能（フラッパー機能やし尿タンク用防臭剤等）を複数有しているほうが望ましい。

⑯ 室内温度の調整が可能な設備

特に夏は室温が高くなりやすいため、温度調整が可能な設備（窓、空調設備等）を有していることが望ましい。

⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

トイレトペーパーや掃除用具などを保管できるものを⑥とは別に設けることが望ましい。必ずしもトイレに求める機能ではなく、現場の工夫で保管場所を設置することで対応することもできる。